

県内企業等のデジタルリテラシー向上に向けた習得コンテンツ制作・提供委託業務 委託仕様書

1 概要

本仕様書は、「県内企業等のデジタルリテラシー向上に向けた習得コンテンツ制作・提供」（以下「本事業」という。）に係る業務（以下「本業務」という。）の委託について、必要な事項を定めたものである。

2 本事業の目的

デジタル技術の進展や環境問題の深刻化など、急激な速度で社会環境が変化する中で、特に企業活動におけるデジタル・トランスフォーメーション等への対応の必要性の拡大に伴い、労働生産性の向上に向けて、業務効率化や付加価値向上のためのリスクリングの重要性がますます高まっている。

県内企業等がこうした社会環境の急激な変化に対応し、競争力強化を遂げていくことを目的として、デジタルリテラシー習得が可能なコンテンツを制作し、県内企業に対して提供することにより、これからの社会で求められるデジタルリテラシーレベルの知識習得を県内で促進するものである。

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

4 業務内容

(1) コンテンツ提供対象者

本事業の対象者は、従業員等のリスクリングを推進する県内企業等とする。

(2) 業務内容

本業務は、動画コンテンツの制作及び(1)の対象者への提供のための公開設定に係る業務とする。

① 動画コンテンツの制作

制作するコンテンツは次の要件を全て満たすものであること。

- 本業務の仕様に応じて制作したオンデマンド視聴可能な動画であること。
- 動画全体の構成は、ITパスポート試験相当の内容を従業員の業務等でレベル分けし、デジタル技術に関連する分野・項目を取り扱うものとし、提案に際しては、動画全体のコンセプト及び構成を図示等により具体的に提案すること。なお、レベル分けについては、次表のとおり想定している。

| レベル | 内容 | 想定する主な対象者 |
|------|-----------------|--------------|
| レベルⅠ | 最低限知っておきたい必須レベル | デジタルを扱う一般従業員 |
| レベルⅡ | レベルⅠを理解+基礎レベル | DX推進担当候補者 |
| レベルⅢ | レベルⅠ・Ⅱを理解+基本レベル | DX推進担当者・責任者 |

- 各動画の内容は、IT パスポート受験のための講座のような一般的な試験対策講座ではなく、社内でのデジタル技術の活用をイメージできる企業視点のもの（例えば、リテラシーの必要性を伝える、企業内での活用事例等を用いるなど、視聴者が理解しやすい表現・工夫を施したもの）であること。

動画制作にあたっては、IT パスポート試験シラバス（Ver. 6.3）の内容に準拠することとし、提案に際しては、別紙「各レベルにおける必要要素」を参照として提案に盛り込むとともに、その他にデジタル技術に関する昨今のトレンド等を踏まえて企業視点で動画に採用すべき項目及び内容についても提案すること。また、制作動画の内容等の正確性を確保するため、専門家による監修等を実施体制に組み込むなど、コンテンツの妥当性の確認体制についても提案すること。

1 動画あたりの時間数は、視聴者が業務と並行して業務時間内に視聴できるボリューム（最長で15分程度）とし、その構成は「導入」「本編」「まとめ」とするなど、視聴者に分かりやすいものとする。提案に際しては、各動画の題名及び内容（講師等の情報を含む）、想定する動画時間等を一覧にして提案すること。

ただし、最終的な動画の内容、時間数、本数等の設定については、提案内容に基づき、広島県と協議して決定すること。

また、動画の形式は、MPEG4 Full HD 形式とし、聴覚障がいのある方の視聴に対応できるように、画面のいずれかの場所に字幕を付すこと。

② 動画コンテンツの公開設定

県内企業へのコンテンツ提供方法は、広島県と協議して決定した Youtube アカウントページにおける制作動画の限定公開配信とし、個々の動画の題名や内容に合ったサムネイル画像を作成・設定の上、掲出すること。

なお、動画公開時期は、レベルⅠに該当する動画を令和6年10月～11月頃に、レベルⅡ及びⅢに該当する動画を令和6年12月～令和7年1月頃にそれぞれ公開することを想定しているが、具体的な公開日等については、動画制作の状況等を鑑み、広島県と協議して決定すること。

(3) その他

県内企業が本コンテンツを活用する際に、効果的に活用できる対応策や工夫点があれば提案すること。

5 成果物

本業務における成果物とは、動画コンテンツ一覧（レベル、項目名、時間数、視聴 URL 等を一覧表にまとめたもの）及び制作動画を指す。

(1) 納入等

レベルⅠに該当する動画については、令和6年10月中に電子データで納入するとともに、県内企業等が視聴できる状態にすること。

レベルⅡ及びⅢに該当する動画については、令和6年12月中に電子データで納入するとともに、県内企業等が視聴できる状態にすること。

制作した動画を、受託者が用意する確認用限定 Web ページにアップロードする方法などにより、納品期限までに十分な校正期間を確保した上で広島県に提出し、その校正

(5回程度)を受けること。なお、校正は責了とせず、広島県が校了と判断するまで行うこと。

また、納入後に、誤記や解説の誤りなど、動画内で修正が必要な箇所があった場合は、委託期間終了日まで、広島県と協議を行った上で修正し、再公開に係る設定を行うこと。

(2) 成果物データの納入場所

広島県商工労働局人的資本経営促進課(〒730-8511 広島市中区基町10番52号)とする。

(3) 著作権

① 本業務による成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとし、その他については、本委託契約に係る委託料の支払いの完了をもって、受託者から広島県へ移転するものとする。

② 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

6 業務実施にあたっての留意事項

(1) 受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。

(2) 業務実施にあたっては、円滑かつ効率的に進めるため広島県と緊密に連携しながら業務を進めること。特に、動画制作前の動画内容の調整については、広島県と十分に協議を実施し、認識共有を図ること。なお、業務内容に疑義が生じた時は、広島県はその都度、受託者に対し状況の報告を求めることができるものとする。

(3) 本業務の実施に際しての詳細な事項及び本仕様書に記載のない事項については、その都度、広島県と協議の上処理すること。

(4) 広島県は内容を確認する場を設けることができる。その際には、受託者側は仕様内容を満たしていることを示す必要証憑(契約書実績やサービス実画面などの必要情報)を提示しなければならない。

7 契約に関する条件等

(1) 本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

(2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、広島県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(3) 受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用することはできない。また、受託業務終了後も同様とする。

(4) 本受託業務内で新たに取得した個人情報及び、受注時に広島県が提供する個人情報等について、別紙の「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティに関する特記事項」

を遵守し、適切に管理を行うこと。なお、本事業受託期間終了後に広島県の指示に基づいて適切に返却又は破棄すること。

- (5) その他、本仕様書に定めのない事項については、広島県と受託者の協議により定めるものとする。